



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

歯科技工の場所及び歯科技工士の業務について

1. 歯科技工を行う場所

2. 歯科技工士の業務

今後の検討内容について

第3回 歯科技工士の業務のあり方等
に関する検討会
令和6年12月6日

資料1
(改)

- 今後、次のような内容を検討していくこととしてはどうか。

＜歯科技工の業又は歯科技工所の広告及び情報提供のあり方＞

- 歯科技工士法第26条（広告の制限）に係る広告及び現状をふまえた運用の考え方について

令和6年度に検討済み

＜歯科技工を行う場所＞

- 在宅歯科医療における有床義歯の修理等、歯科医師に帯同し歯科医療機関・歯科技工所以外の場所で歯科技工を行う場合の考え方について

＜歯科技工士の業務＞

- より良い歯科補てつ物等を作成し、歯科医療の質の向上につなげるために必要な歯科技工士の業務について（現行法令において歯科技工士が実施可能な業務内容の明確化を含む）

本日ご議論
いただくテーマ

＜教育内容等＞

- 歯科技工士の業務内容に応じた教育内容・修業年限等について

＜歯科技工士の需給、人材確保対策、歯科技工の業務のありかた＞

- 歯科医療や歯科技工技術等の変化を踏まえた歯科技工士の需給について
- 歯科技工士の確保策（新規養成、離職防止、復職支援等）について
- 歯科技工の業務形態等の改善について

令和7年度～検討

追加

＜歯科技工所の質の担保等について＞

- 無届歯科技工所への対策について
- 歯科技工所の構造設備基準について
- 歯科技工所間の連携のあり方等について
- その他

歯科技工士の養成・確保に関する検討会報告書（抜粋③）

（３ 歯科技工士の業務等について ＜歯科技工士の業務等に関する今後の方向性＞）

第３回 歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会

令和６年１２月６日

資料１
（改）

【歯科技工士の業務等に関する今後の方向性】

- デジタル技術を活用した歯科技工を行う場合について、CADはPC上の作業のみとなることから、歯科技工の過程においてCADを行う際にテレワークを活用する場合の取扱いが不明確であるため、その取扱いを整理する。
- チェアサイド等における歯科医師と歯科技工士の連携を推進する観点から、
 - ・ シェードテイキング等、現行法令において歯科技工士が実施可能な業務内容
 - ・ 訪問歯科診療において歯科医師に歯科技工士が帯同する場合の業務のあり方及び歯科技工を行う場所の考え方について、整理する。
- 歯科医師と歯科技工士の連携を推進し、より質の高い歯科医療を提供する観点から、歯科技工士の業務範囲（歯科技工士が業務を行う上で直接患者の口腔内を触れることも想定される業務も含む。）については、歯科技工士養成過程における教育内容や必要な修業年限と併せて、引き続き具体的な検討を行う。
- なお、歯科技工士に関する具体的な制度に関する検討を行うに際し、歯科技工に関する現状等を把握する必要があることから、歯科技工士の業務内容の在り方等を含む歯科技工の将来像について検討するような研究に取り組むことが必要である。
- 国民に対する歯科医療や歯科技工・歯科技工士に関する周知、啓発をさらに推進するための方策を検討する。

歯科技工の場所及び歯科技工士の業務に関するこれまでの主なご意見

＜歯科技工の場所に関すること＞

- 歯科技工を行う場所の主な議論は、訪問診療と考えるが、チェアサイドの業務についても検討することは非常に大事。しかし、歯科技工士側から考えると、移動時間や交通費の議論もあると考える。

＜歯科技工士の業務に関すること＞

- 院内歯科技工士は、日常業務においてチェアサイドで立ち会う機会は比較的多いが、見ているだけ・与えられるだけの情報と、実際に触れて得られる情報の量は大きく異なる。そのため、歯科技工士の可能性が拡大すれば良いのではないか。
- 現状、院内歯科技工士は、シェードテイキングや院内歯科技工室での簡単な調整を行っているが、シェードテイキングも歯科衛生士の介助が必要であったり、義歯の試適への立ち会いといっても見学しかできない。長期的に補綴物を安定させる観点から、咬合器を扱う実際の工程や、顎運動や配列などを自ら確認できるようにすべき。
- 歯科技工士が現行法律上でできることとできないことをしっかり峻別し、現行できない業務も含めて業務拡大を検討し、今後歯科技工士を目指す人たちの選択肢が多く、広がることを目指すべき。
- 歯科技工士の業務拡大に向けては、今後、より歯科医師と歯科技工士の連携を進めるべき。
- 業務のあり方に関しては、教育の問題も大きく関わってくる問題であるため、現在就業している歯科技工士とこれから歯科技工士を目指す人をきちんと区別した上で検討を進めるべき。
- 業務拡大にあたっては、現行やられていない臨床実習等の実施も含めて考える必要があるがあり、養成校の修業年限等についても検討課題ではないか。
- 現状では、歯科技工士は口腔内に触れることについての教育は受けていない。今後の業務拡大に向けて、養成校における教育課程の検討や、既存の歯科技工士に対しては研修などで実施できるようにするなど選択できるようにすると、よりよい補綴物の製作にもつながり、患者満足度の向上にも寄与するのではないか。
- チェアサイドでの業務も含めた業務の検討にあたって、患者への周知も並行して実施すべき。

□ : 特に歯科技工士が強く関わると考えられる内容

取り巻く現状

人口減少、少子高齢化

- 都市への人口集中
- 都市と地方との格差拡大
- 患者実人数の減少
- 社会の担い手（子ども）の減少 等

歯科保健医療の変化等

- 小児のう蝕罹患率低下・罹患状況の地域格差
- 歯周病罹患率の増加
- 高齢者の自分の歯を有する者の増加
- 高齢者の根面う蝕の増加
- 高齢者の口腔機能の低下
- 様々な疾患を有した患者の増加
- 歯科医療技術の進展
- ICTの活用や医療DXの推進 等

歯科医療の場の変化

- 在宅や施設で療養する患者の増加（緩和ケアへの対応を含む）
- 口腔管理を必要とする入院患者の増加等

歯科医療資源等

- 都道府県間での格差(歯科大学の有無等)
- 都道府県内での格差(中山間地・へき地)
- 歯科診療所が多い
- 新興感染症発生時の対応
- 災害時の歯科医療提供 等

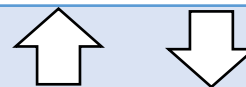
今後求められる歯科医療内容

- 多様なニーズに対応した歯科医療
- 定期的な口腔管理
- 口腔機能の獲得や維持・向上への対応
- 様々な疾患を有する患者に対する医歯薬連携
- 医療・介護の両方のニーズを持つ患者への多職種連携
- 全身管理下での歯科治療
- 専門性の高い歯科治療

歯科医療提供体制等に関する検討会

検討が必要な提供体制

- 都市部の提供体制
- 中山間地・へき地の提供体制
- 在宅歯科診療
- 入院患者の口腔管理
- 障害児・者への歯科医療の提供
- 新興感染症・災害に備えた提供体制



今後の必要量

- 歯科医師の必要数
- 歯科医師の適切な配置

実効性のある対策へ

- 偏在対策
- 歯科医療機関間の機能分化の推進
 - ・ 歯科診療所間の連携（専門性）
 - ・ 病院－診療所間の連携
- 地域における専門性を持った人材育成拠点の拡大
- 都道府県の役割の明確化

地域での体制づくりを行う上での課題

- 歯科医療は外来中心であり、1つの歯科診療所での完結型が多い。
- 病院歯科が少なく、歯科診療所が大半である。また、民間による開設が多い。
- 個人立の小規模な歯科診療所が多く、事業継続性に課題がある。
- 歯科大学がない府県もあり、広域的な取り組みが必要。
- 都道府県における歯科医療提供体制確保の検討の必要性

1. 歯科技工を行う場所

2. 歯科技工士の業務

歯科技工を行う場所に関する現行法令等

- 歯科技工士法においては、歯科技工士が歯科技工を行う場所について規定しておらず、歯科技工所について、「歯科技工所とは、歯科医師または歯科技工士が業として歯科技工を行う場所」として定義されている。
- また、歯科医師の直接の指示に基づいて行う場合に限り、「病院又は診療所内の場所において」業として歯科技工を行えることが規定されている。

歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）（抄）

第二条 この法律において、「歯科技工」とは、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工することをいう。ただし、歯科医師（歯科医業を行うことができる医師を含む。以下同じ。）がその診療中の患者のために自ら行う行為を除く。

2 この法律において、「歯科技工士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科技工を業とする者をいう。

3 この法律において、「歯科技工所」とは、歯科医師又は歯科技工士が業として歯科技工を行う場所をいう。ただし、病院又は診療所内の場所であつて、当該病院又は診療所において診療中の患者以外の者のための歯科技工が行われないものを除く。

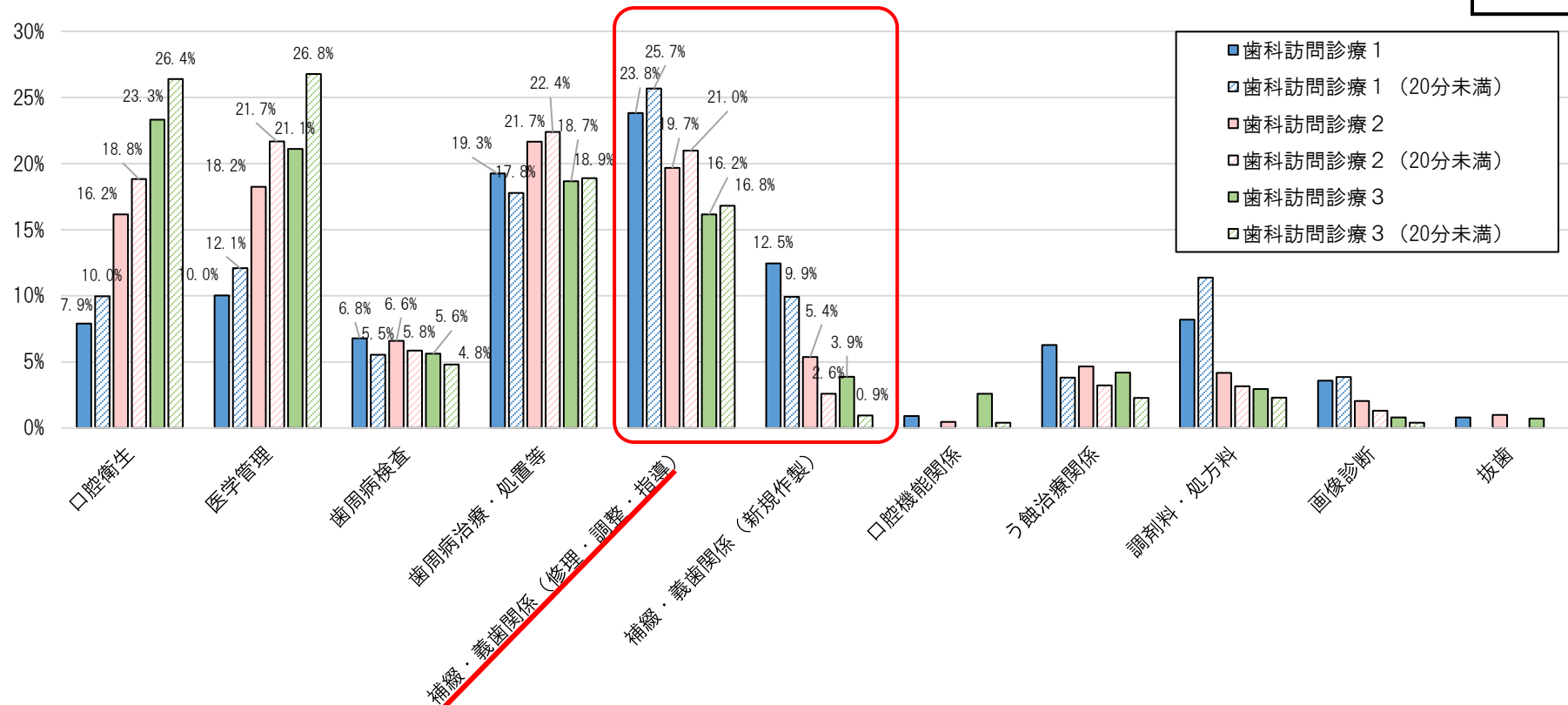
第十八条 歯科医師又は歯科技工士は、厚生労働省令で定める事項を記載した歯科医師の指示書によらなければ、業として歯科技工を行つてはならない。ただし、病院又は診療所内の場所において、かつ、患者の治療を担当する歯科医師の直接の指示に基づいて行う場合は、この限りでない。

歯科訪問診療で行われている診療内容

○歯科訪問診療で行われている診療内容のうち、「補綴・義歯関係（修理・調整・指導）」は構成比率が高い。

■ 歯科訪問診療の区分ごとの診療内容の構成比率

構成比率(%)※



中医協 総 - 3
5. 10. 27 (改)

※ NDBデータ（令和4年5月診療分）について、歯科訪問診療料とともに算定された診療行為のうち、上位50件に該当する診療行為を以下の11区分に分類し、構成比率を算出

【診療内容の区分】

「歯周病治療・処置」「補綴・義歯関係（修理・調整・指導）」「補綴・義歯関係（新規作製）」「口腔衛生」「医学管理」「歯周病検査」「う蝕治療関係」「調剤料、処方料」「画像診断」「拔牙」「口腔機能関係」

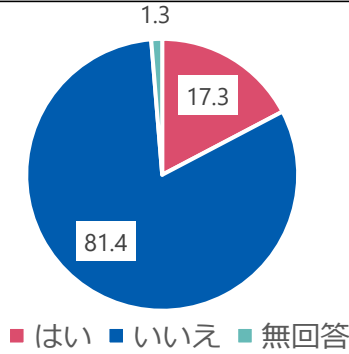
・「口腔衛生」: 訪問歯科衛生指導料、在宅等療養患者専門的口腔衛生処置、機械的歯面清掃処置を含む

・「医学管理」: 歯科疾患在宅療養管理料 等

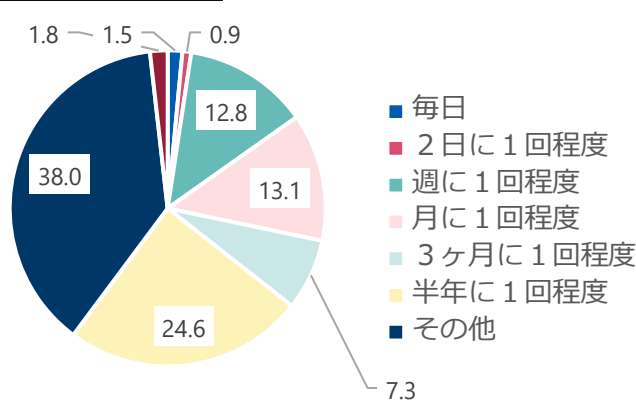
訪問歯科診療先への帯同について

- 訪問歯科診療に帯同した経験のある歯科技工士は、約 17%であり、頻度はその他を除くと「半年に1回程度」が最も多い。
- 帯同する際の内容としては、「有床義歯製作・修理時に立ち会う」が最も多かった。

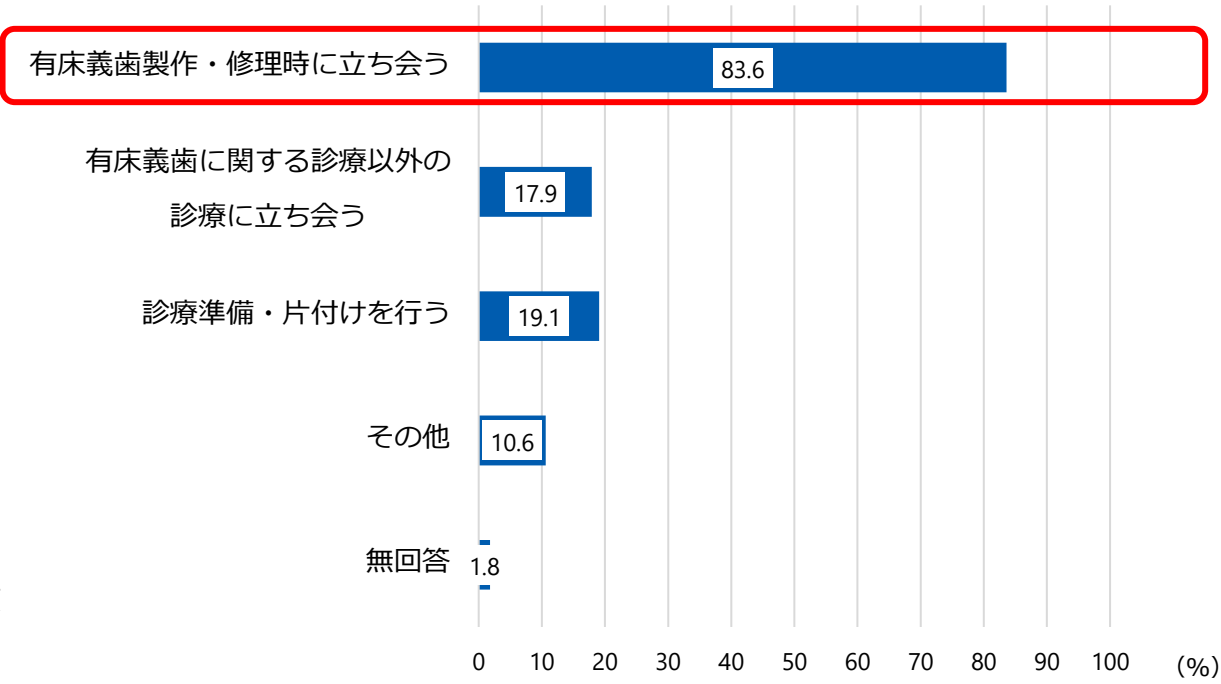
＜訪問歯科診療に帯同した経験＞



＜帯同の頻度＞



＜帯同する際の内容＞



＜調査概要＞

調査対象：日本歯科技工士会の会員の中から無作為に抽出した 6,000 名と日本歯科技工所協会の会員 78 名の歯科技工士 合計6,078 名
 調査方法：アンケート形式による往復郵送調査法 調査期間：令和2年9月
 回収率：回収した質問票のうち有効回答数 1,899 通、有効回答率 31.2%

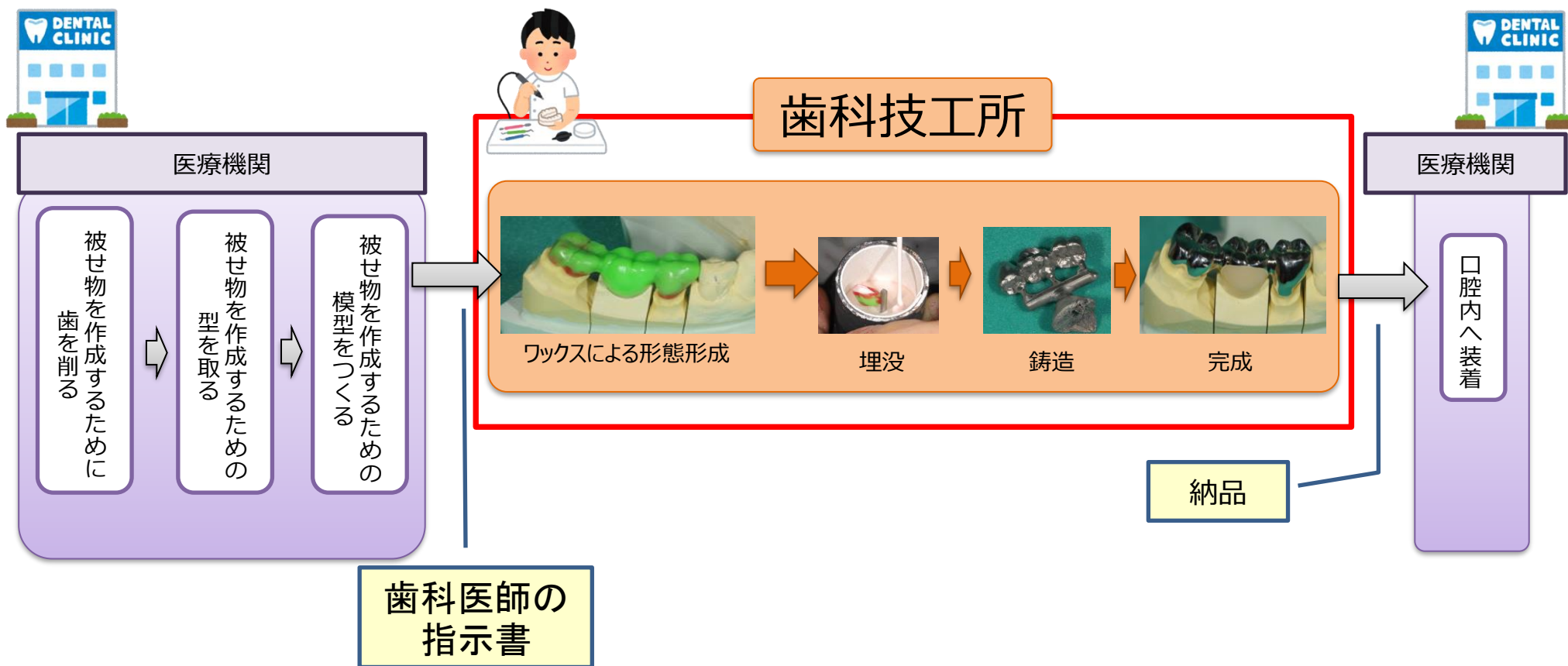
<参考> 歯科技工所での歯科技工の流れ

令和3年
9月30日

第1回歯科技工士の業務の
あり方等に関する検討会

資料3
(改)

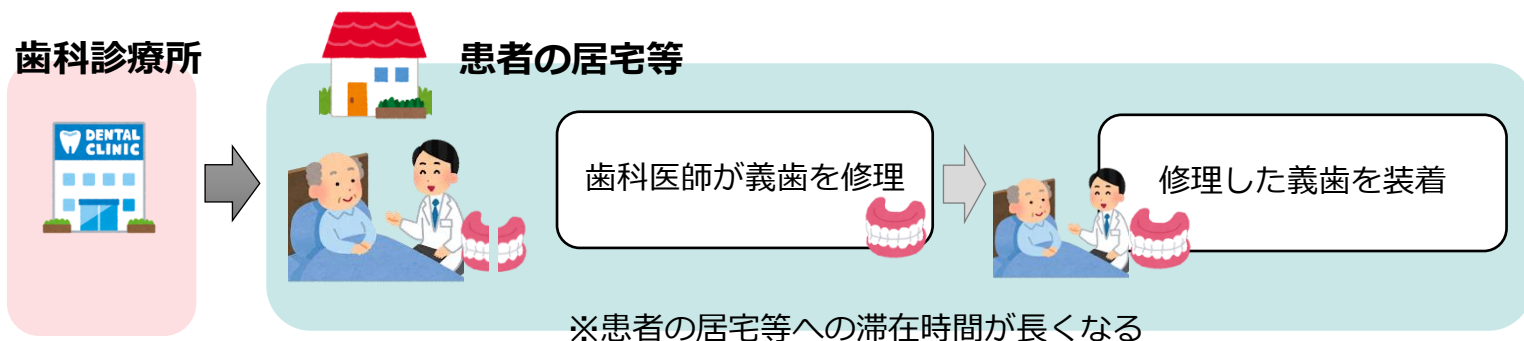
「歯科技工」とは、特定人(患者)に対する歯科医療の用に供する入れ歯や被せ物などの補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工する業務(歯科医師がその診療中の患者のために自ら行う行為を除く)をいう。



【参考】訪問歯科診療における義歯修理のイメージ（例）

- 訪問歯科診療において義歯修理が必要となった場合、①歯科医師が当該居宅等において修理、②義歯を預かり歯科診療所内の歯科技工室で歯科技工士が修理又は歯科技工所に委託して修理（別日に再度訪問して装着）のいずれかになる。

<①歯科医師が訪問時に義歯修理を行う場合>



<②訪問歯科診療後に持ち帰って義歯修理を行う場合>



※修理して患者に装着するまでの期間が長くなる 12

本日の論点① 歯科技工の場所について

- 歯科技工士法においては、歯科技工士が歯科技工を行う場所については規定しておらず、歯科技工士法第2条において、歯科技工所は業として歯科技工を行う場所として定義されている。
- また、同法第18条において、歯科医師の直接の指示に基づいて行う場合に限り「病院又は診療所内の場所において」、業として歯科技工を行えることが規定されている。
- 訪問歯科診療で行われている診療内容として、補綴・義歯関係の治療の割合が高い。
- 厚生労働科学研究における調査において、訪問歯科診療に帯同した経験のある歯科技工士は約17%であり、帯同する際の内容としては、「有床義歯製作・修理時に立ち会う」が最も多かった。

論点

訪問歯科診療において、歯科技工士が歯科医師に帯同し、患者の居宅等において歯科技工を行うことについてどのように考えるか。

<参考> 医療法における規定

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）

第一条の二

- 2 医療は、国民自らの健康の保持増進のための努力を基礎として、医療を受ける者の意向を十分に尊重し、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設（以下「医療提供施設」という。）、医療を受ける者の居宅等（居宅その他厚生労働省令で定める場所をいう。以下同じ。）において、医療提供施設の機能に応じ効率的に、かつ、福祉サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図りつつ提供されなければならない

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）（抄）

第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第一条の二第二項の厚生労働省令で定める場所は、次のとおりとする。

- 一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の四に規定する養護老人ホーム（第九条第三項第三号において同じ。）
- 二 老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム（第九条第三項第四号において同じ。）
- 三 老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム（第九条第三項第五号において同じ。）
- 四 有料老人ホーム
- 五 前各号に掲げる場所のほか、医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所であつて、法第一条の二第二項に規定する医療提供施設（以下単に「医療提供施設」という。）以外の場所

1. 歯科技工の場所

2. 歯科技工士の業務

歯科技工士の養成・確保に関する検討会報告書（抜粋③）

（３ 歯科技工士の業務等について ＜歯科技工士の業務等に関する今後の方向性＞）

第３回 歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会

令和６年１２月６日

資料１
（改）

【歯科技工士の業務等に関する今後の方向性】

- デジタル技術を活用した歯科技工を行う場合について、CADはPC上の作業のみとなることから、歯科技工の過程においてCADを行う際にテレワークを活用する場合の取扱いが不明確であるため、その取扱いを整理する。
- チェアサイド等における歯科医師と歯科技工士の連携を推進する観点から、
 - ・ シェードテイキング等、**現行法令において歯科技工士が実施可能な業務内容**
 - ・ **訪問歯科診療において歯科医師に歯科技工士が帯同する場合の業務のあり方及び歯科技工を行う場所の考え方について、整理する。**
- 歯科医師と歯科技工士の連携を推進し、より質の高い歯科医療を提供する観点から、**歯科技工士の業務範囲（歯科技工士が業務を行う上で直接患者の口腔内を触れることも想定される業務も含む。）については、歯科技工士養成過程における教育内容や必要な修業年限と併せて、引き続き具体的な検討を行う。**
- なお、歯科技工士に関する具体的な制度に関する検討を行うに際し、歯科技工に関する現状等を把握する必要があることから、**歯科技工士の業務内容の在り方等を含む歯科技工の将来像について検討するような研究に取り組むことが必要である。**
- 国民に対する歯科医療や歯科技工・歯科技工士に関する周知、啓発をさらに推進するための方策を検討する。

<参考> 歯科技工士の業務に関する法律上の位置づけ

歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）（抄）

第二条 この法律において、「歯科技工」とは、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工することをいう。ただし、歯科医師（歯科医業を行うことができる医師を含む。以下同じ。）がその診療中の患者のために自ら行う行為を除く。

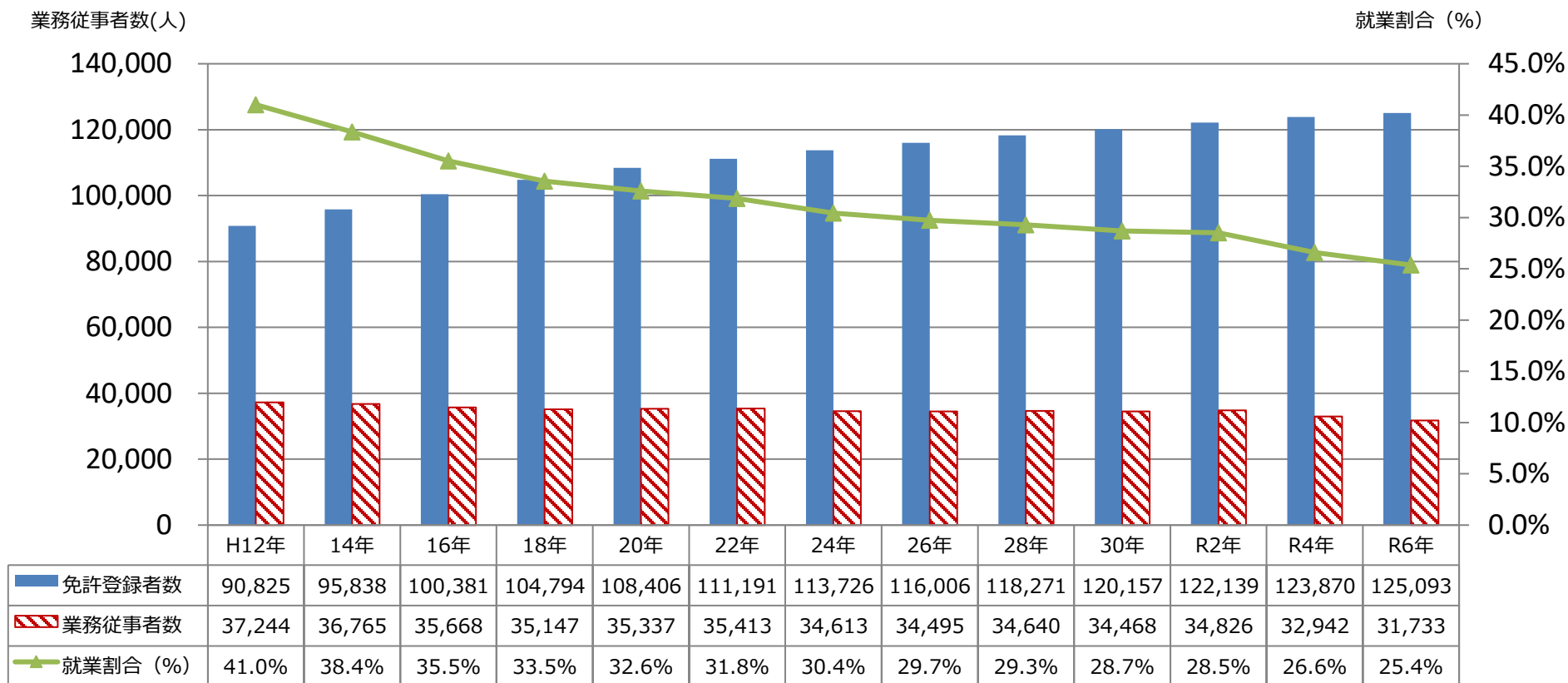
第二十条 歯科技工士は、その業務を行うに当つては、印象採得、咬合採得、試適、装着その他歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。

歯科技工士の業務に関するこれまでの主なご意見（再掲）

- 院内歯科技工士は、日常業務においてチェアサイドで立ち会う機会は比較的多いが、見ているだけ・与えられるだけの情報と、実際に触れて得られる情報の量は大きく異なる。そのため、歯科技工士の可能性が拡大すれば良いのではないか。
- 現状、院内歯科技工士は、シェードテイキングや院内歯科技工室での簡単な調整を行っているが、シェードテイキングも歯科衛生士の介助が必要であったり、義歯の試適への立ち会いといっても見学しかできない。長期的に補綴物を安定させる観点から、咬合器を扱う実際の工程や、顎運動や配列などを自ら確認できるようにすべき。
- 歯科技工士が現行法律上でできることとできないことをしっかり峻別し、現行できない業務も含めて業務拡大を検討し、今後歯科技工士を目指す人たちの選択肢が多く、広がることを目指すべき。
- 歯科技工士の業務拡大に向けては、今後、より歯科医師と歯科技工士の連携を進めるべき。
- 業務のあり方に関しては、教育の問題も大きく関わってくる問題であるため、現在就業している歯科技工士とこれから歯科技工士を目指す人をきちんと区別した上で検討を進めるべき。
- 業務拡大にあたっては、現在は行われていない臨床実習等の実施も含めて考える必要があり、養成校の修業年限等についても検討課題ではないか。
- 現状では、歯科技工士は口腔内に触れることについての教育は受けていない。今後の業務拡大に向けて、養成校における教育課程の検討や、既存の歯科技工士に対しては研修などで実施できるようにするなど選択できるとなると、よりよい補綴物の製作にもつながり、患者満足度の向上にも寄与するのではないか。
- チェアサイドでの業務も含めた業務の検討にあたって、患者への周知も並行して実施すべき。

歯科技工士免許登録者数、業務従事者数の年次推移

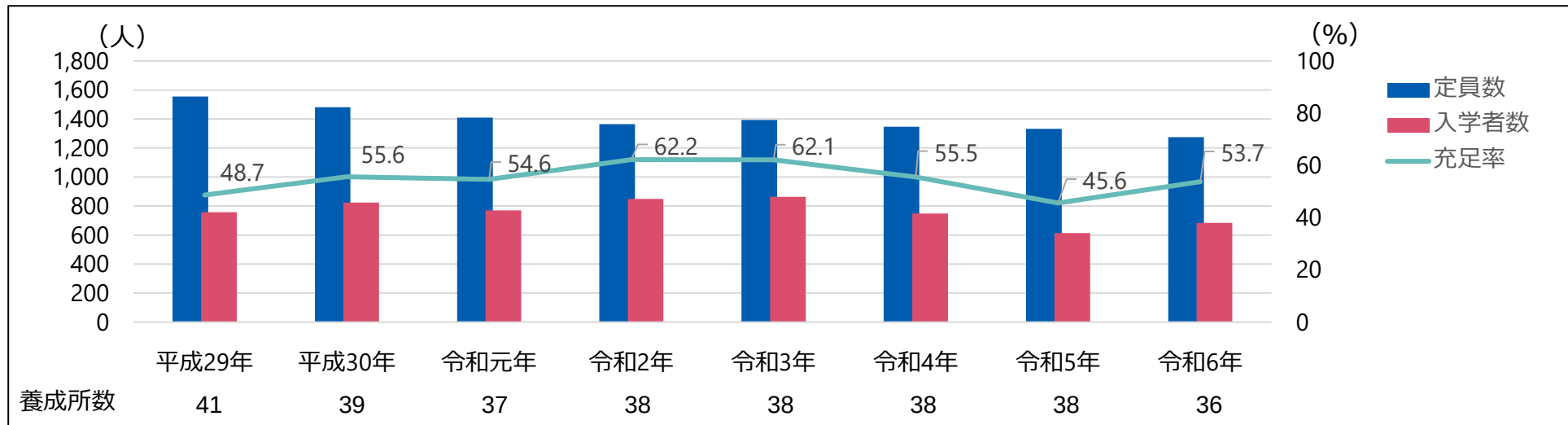
- 令和6年の歯科技工士免許登録者数は125,093人であり、そのうち業務従事者数は31,733人である。
- 免許登録者数に占める業務従事者数の割合（就業割合）は減少傾向であり、令和6年では25.4%である。



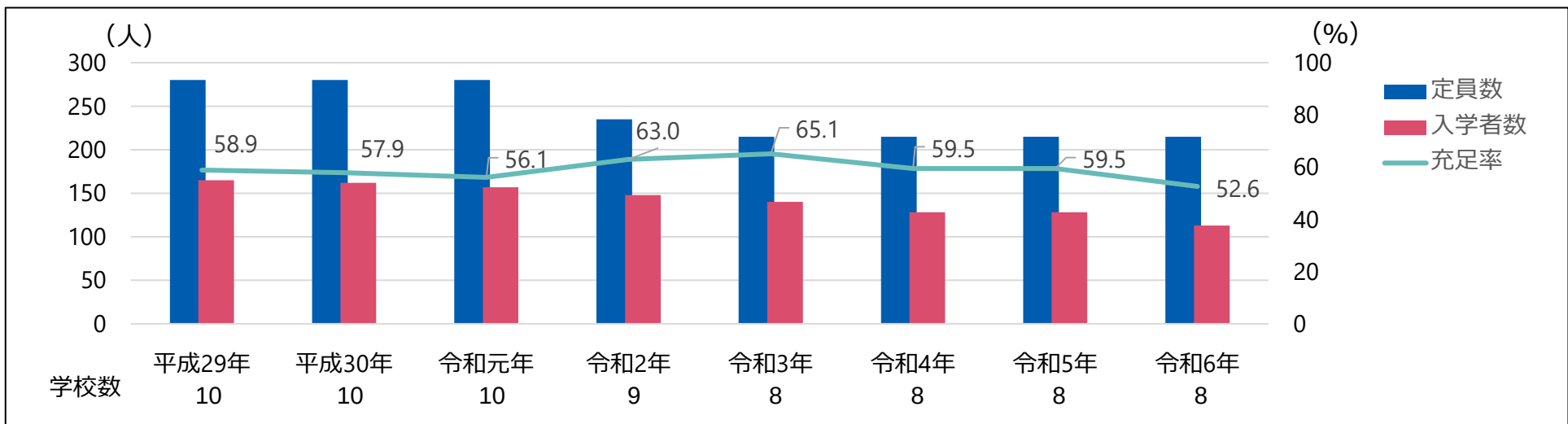
（出典：衛生行政報告例、歯科医療振興財団調べ）

歯科技工士養成施設の充足率の経年変化

■ 歯科技工士養成所



■ 歯科技工士学校



(* 充足率 = 入学者数 / 定員数)

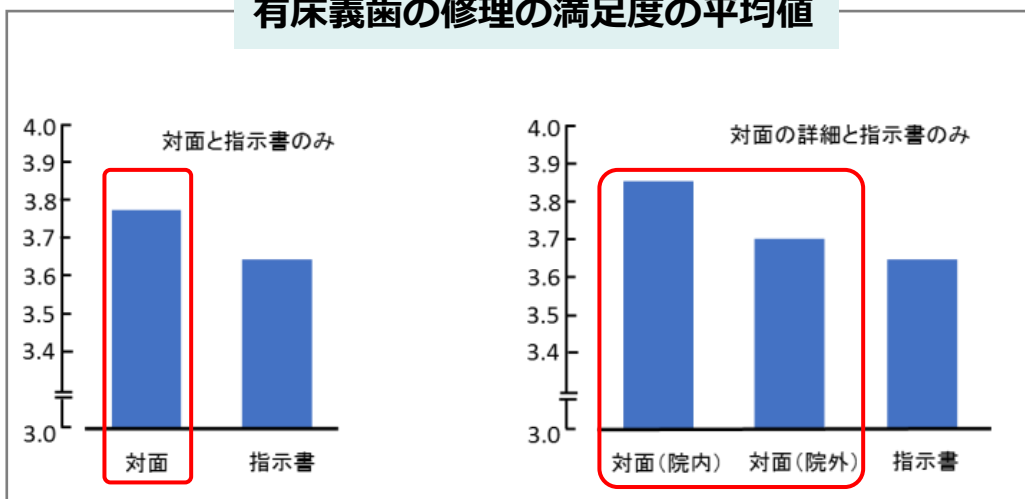
歯科技工業務や多職種連携に関する厚生労働科学研究

研究名	検討事項	結果
R2年度特別研究 歯科技工士の業務内容の見直しに向けた調査研究 研究代表者： 大川 周治	① 歯科技工士が診療室チェアサイド、訪問診療先で実施可能な業務内容や、今後求められる業務について基礎資料を得るために、アンケート調査、ヒアリングを実施。 ② 歯科技工士に関連するデジタル処理業務の内容及びその課題と、リモートワークを活用する際の設備等の基準整備のために、歯科技工所におけるデジタルデータ処理の実態についてアンケート調査を実施。 ③ 歯科技工士法において明確に規定されていないが、歯科技工物として取り扱うべきものの現状扱いについて整理を行うためにヒアリング調査を実施。	①について、 ● 歯科技工士が診療の一部に携わることに歯科技工士、歯科医師とともに肯定的であった（スライド24、25）。 ● 歯科技工士が立ち会うことに関する課題が明らかとなった（スライド31）。 ● 歯科技工業務を拡大する場合に、候補となる診療行為は、賛成の割合が高かった順に、歯科医師側（スライド26、27）、歯科技工士側（スライド28、29）に示すとおり挙げられ、これらの診療行為のいくつかを歯科技工士が行うとした場合、今後、歯科技工士が履修すべき教育目標について議論していくことが重要となってくる。 （②③については、略）
R3・R4年度 歯科技工業務に関する調査研究 研究代表者： 大川周治（R3） 馬場一美（R4）	① 歯科技工業務の拡大に伴う候補となる行為の選定と、行為に対する必要な教育の現状について調査。 ② 歯科技工所におけるデジタルデータの処理業務を明らかにするため、全国の歯科技工所に対してヒアリング調査を実施。	①について、 ● 研究班選定の17行為（スライド30）を選定した。 ● 歯科技工士の業務を検討する場合に必要なと考えられる教育項目のうち、現状で教育できていない部分が明らかになった。 （②については、略）
R5・R6年度 歯科技工における多職種連携の有効性に関する調査研究 研究代表者： 窪木拓男	① 歯科技工士がチェアサイドおよび訪問診療先で実施することが望まれる業務を行う上で、必要とされる具体的な教育方法について検討。 ② 歯科技工士がチェアサイド等で実施することが望まれる業務内容に関して、異なる方法での歯科医師との連携による患者満足度の違いについて調査を実施。	R5年度について、 ● R3の研究で仮に選定した17の行為についてWGにて選定を行い11の行為を「候補となる行為」を選定した（スライド30）。 ①については ● 歯科技工士業務を検討する場合に必要な教育内容が示された。 ②については ● 歯科技工士と業務連携を行った場合の有益性が示された（スライド22）。 （R6年度については、現時点で未公開）

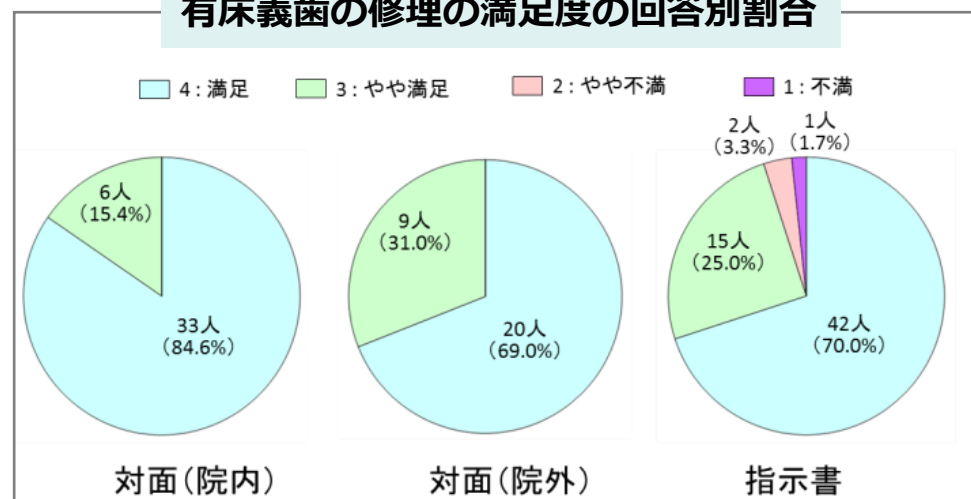
有床義歯修理に関する患者の満足度

- 有床義歯の修理について、歯科技工士の関与の違いによる患者満足度の違いを調査した研究において、患者満足度の平均は、対面で意見交換を行い実施した場合が指示書のみより高く、また対面では院外より院内の歯科技工士の方がより高かった。
- 満足度の内訳は、対面（院内）、対面（院外）、指示書のいずれも「満足」と回答した割合が最も高かったが、対面（院内）と対面（院外）では、「やや不満」「不満」と回答した者はいなかった。

有床義歯の修理の満足度の平均値



有床義歯の修理の満足度の回答別割合



対面：歯科医師と歯科技工士が対面で意見交換を行った場合。

（院内）は歯科診療所に勤務する歯科技工士、（院外）は委託先の歯科技工所の歯科技工士。

指示書：委託先の歯科技工所の歯科技工士と歯科技工指示書のやりとりのみの場合。

<調査概要> 患者満足度調査

調査対象：全国470歯科医院の外来患者

調査内容：有床義歯の人工歯選択、有床義歯の修理、歯冠修復の色調選択に関する患者満足度を1～4の4段階で回答。

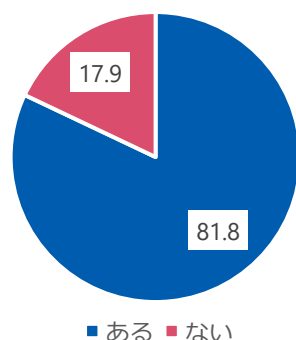
調査方法：患者と歯科医師に対する質問票による調査

調査期間：令和5年12月下旬～令和6年2月29日

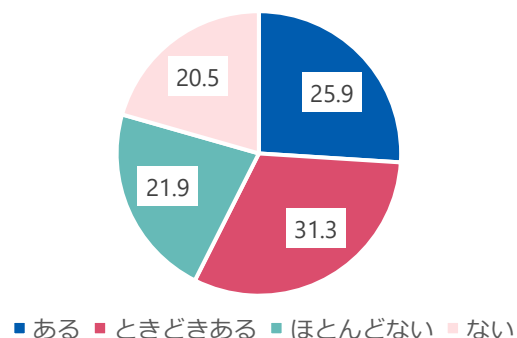
診療室のチェアサイドにおける立ち会いについて

- 令和2年に実施した調査において、これまでに診療に立ち会った経験のある歯科技工士は約82%であり、現在診療に立ち会うことがある歯科技工士は約57%であった。
- 立ち会う際の内容としては、歯冠修復時のシェードテイキングが78.8%で最も多く、次いで補綴装置の装着であった。

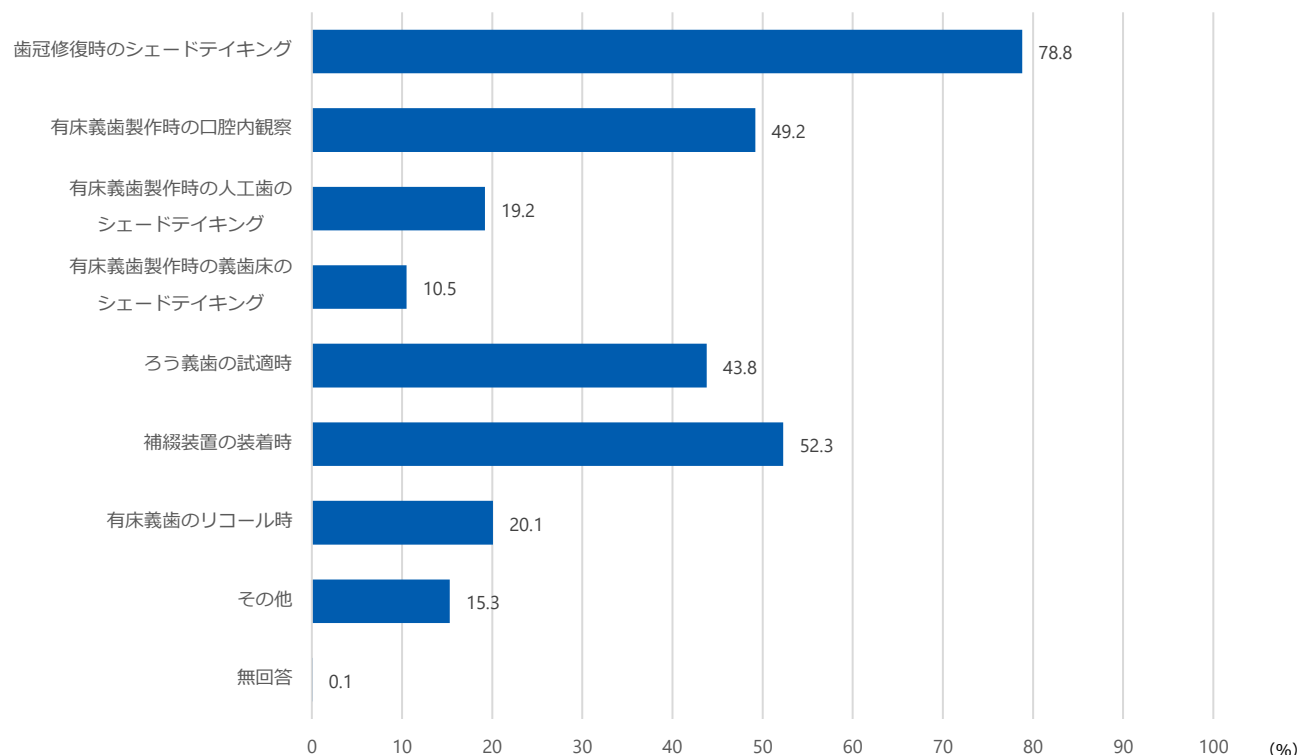
＜診療に立ち会った経験＞



＜診療に立ち会うことについての現況＞



＜診療に立ち会う時の内容＞



＜調査概要＞

調査対象：日本歯科技工士会の会員の中から無作為に抽出した6,000名と日本歯科技工所協会の会員78名の合計6,078名

調査方法：アンケート形式による往復郵送調査法

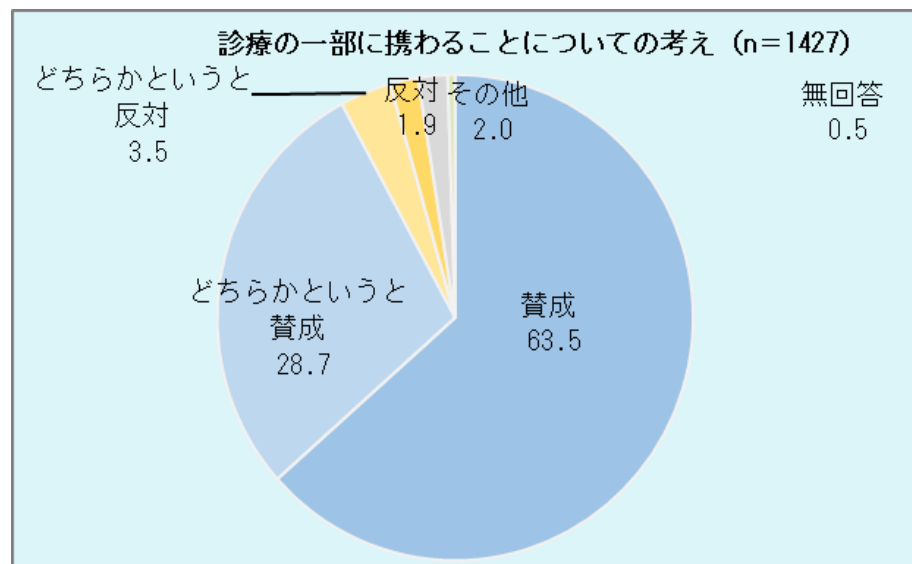
回収率：回収した質問票のうち有効回答数は、歯科技工士1,899通であった。有効回答率は、歯科技工士31.2%であった。

調査期間：令和2年9月

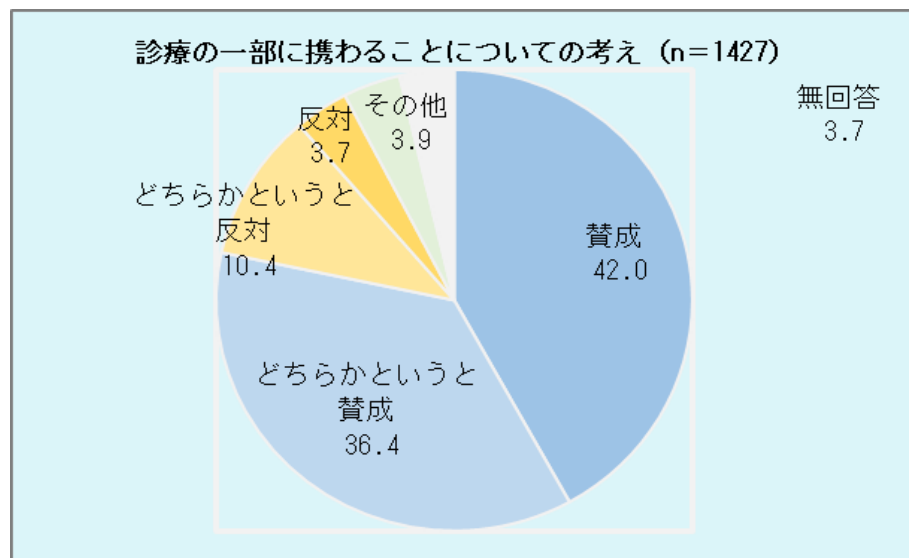
歯科技工士がチェアサイド等で診療の一部に携わることについて (歯科医師)

- 『「歯科技工士がチェアサイドで診療の一部に携わること」について、どのように考えますか』の問いに対して、「賛成」と「どちらかという賛成」を合わせた肯定的意見は、歯科医師は92.2%であった。
- 『「歯科技工士が訪問診療先に帯同して診療の一部に携わること」について、どのように考えますか』の問いに対して、「賛成」と「どちらかという賛成」を合わせた肯定的意見は、歯科医師は78.4%であった。

歯科技工士がチェアサイドの一部に携わることについての考え
(歯科医師対象)



歯科技工士が訪問診療先に帯同して診療の一部に携わることについての考え (歯科医師対象)



<調査概要>

調査対象：日本歯科医師会の会員の中から無作為に抽出した1,036名、日本補綴歯科学会の専門医1,164名、日本老年歯科医学会の専門医および会員の中から無作為に抽出した1,000名の合計3,200名

調査方法：アンケート形式による往復郵送調査法

回収率：回収した質問票のうち有効回答数は、歯科医師1,427通であった。

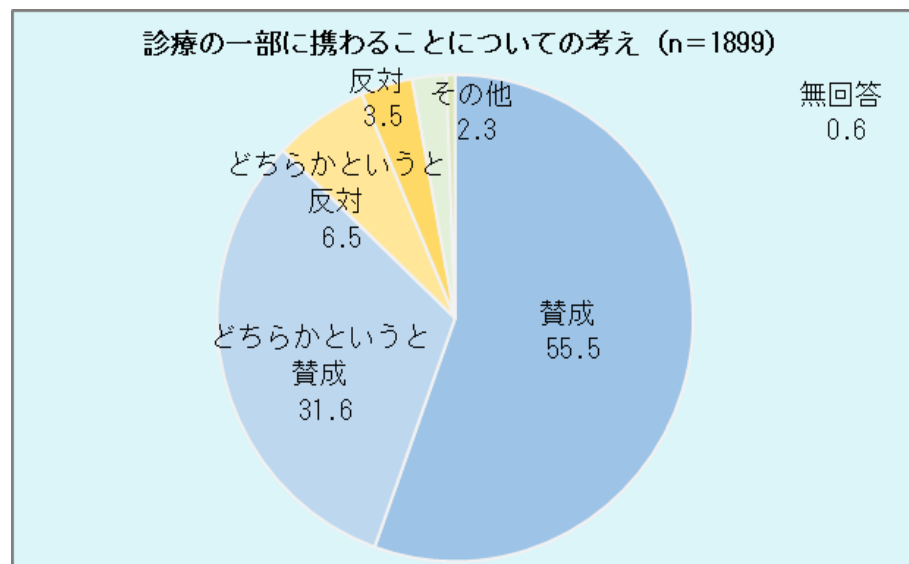
有効回答率は、歯科医師44.6%であった。

調査期間：令和2年9月

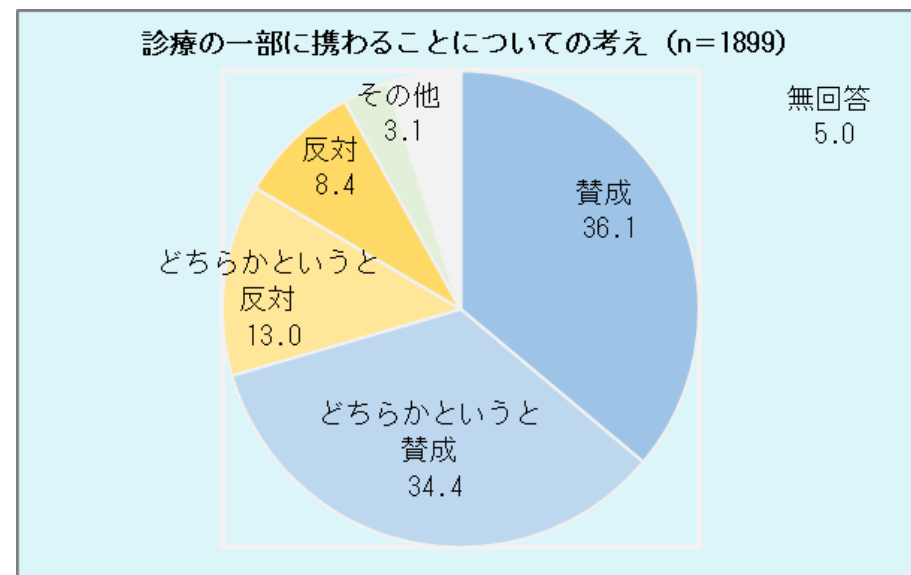
歯科技工士がチェアサイド等で診療の一部に携わることについて (歯科技工士)

- 『「歯科技工士がチェアサイドで診療の一部に携わること」について、どのように考えますか』の問いに対して、「賛成」と「どちらかという賛成」を合わせた肯定的意見は、歯科技工士は87.1%であった。
- 『「歯科技工士が訪問診療先に帯同して診療の一部に携わること」について、どのように考えますか』の問いに対して、「賛成」と「どちらかという賛成」を合わせた肯定的意見は、歯科技工士は70.5%であった。

歯科技工士がチェアサイドの一部に携わることについての考え
(歯科技工士対象)



歯科技工士が訪問診療先に帯同して診療の一部に携わることについての考え (歯科技工士対象)



<調査概要>

調査対象：日本歯科技工士会の会員の中から無作為に抽出した 6,000 名と日本歯科技工所協会の会員 78 名の合計6,078 名

調査方法：アンケート形式による往復郵送調査法

回収率：回収した質問票のうち有効回答数は、歯科技工士 1,899 通であった。有効回答率は、歯科技工士 31.2%であった。

調査期間：令和2年9月

歯科医師が歯科医師の指示のもとで歯科技工士に行ってほしいと考える行為【チェアサイド】

- 歯科技工士に行ってほしいと回答した者の割合が半数を超える行為が複数あった。
- 歯科技工士に行ってほしいという回答が9割程度の行為もあった。
- 歯科技工士に行ってほしいと回答した者の割合が大きかった順に、
 - ・シェードテイキング
 - ・人工歯選択
 - ・歯冠修復物の研磨
 - ・チェアサイドでの修理
 - ・口腔内写真の撮影
 であった。

<調査概要>

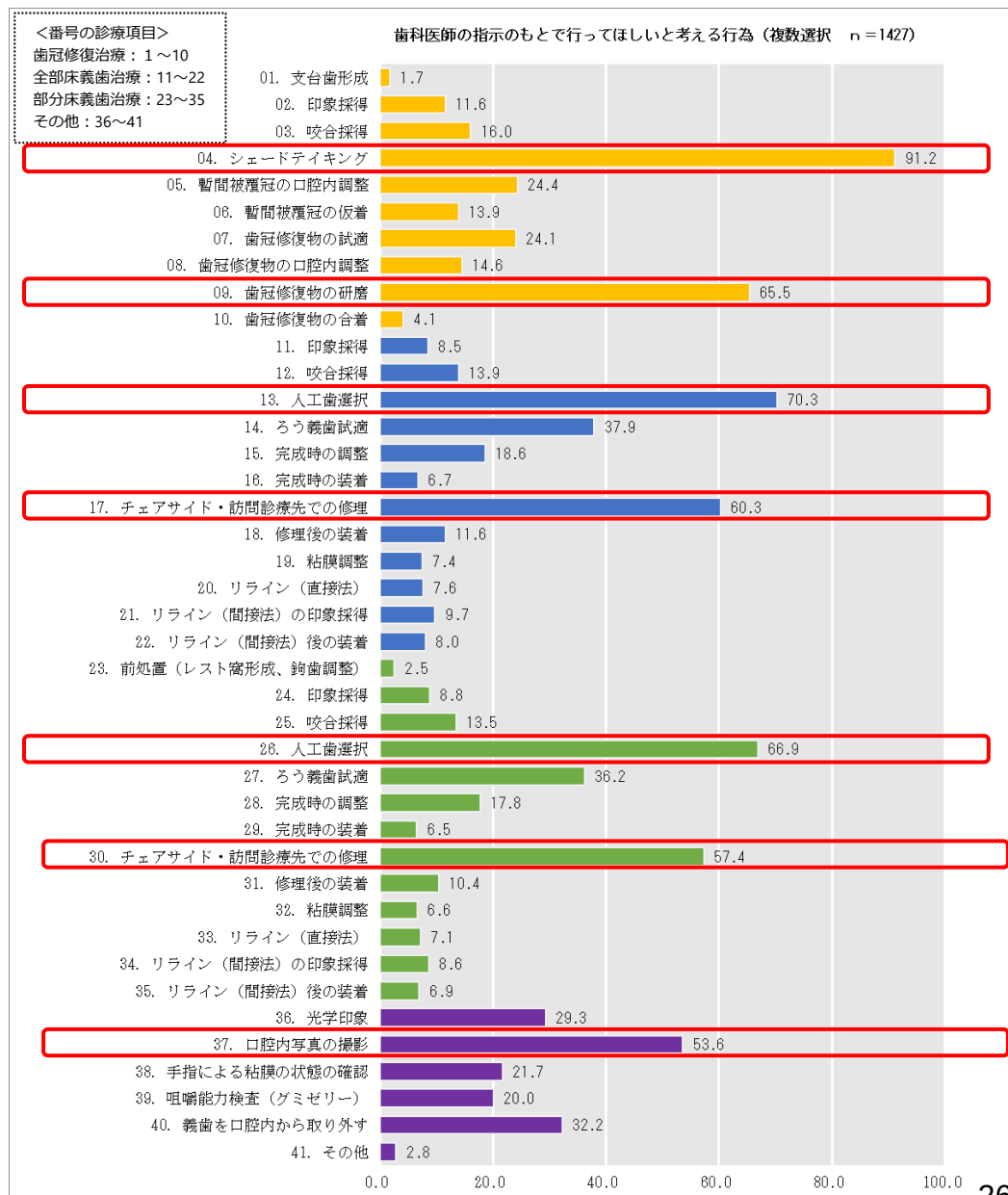
調査対象：日本歯科医師会の会員の中から無作為に抽出した1,036名
日本補綴歯科学会の専門医1,164名
日本老年歯科医学会の専門医および会員の中から無作為に抽出した1,000名の合計3,200名

調査方法：アンケート形式による往復郵送調査法

回収率：回収した質問票のうち有効回答数は、歯科医師1,427通であった。

有効回答率は、歯科医師44.6%であった。

調査期間：令和2年9月



歯科医師が歯科医師の指示のもとで歯科技工士に行ってほしいと考える行為 【訪問歯科診療先】

- 歯科技工士に行ってほしいと回答した者の割合が半数を超える行為が複数あった。
- 歯科技工士に行ってほしいと回答した者の割合が大きかった順に、
 - ・シェードテイキング
 - ・訪問診療先での修理
 - ・人工歯選択
 - ・歯冠修復物の研磨
 - ・口腔内写真の撮影
 であった。

<調査概要>

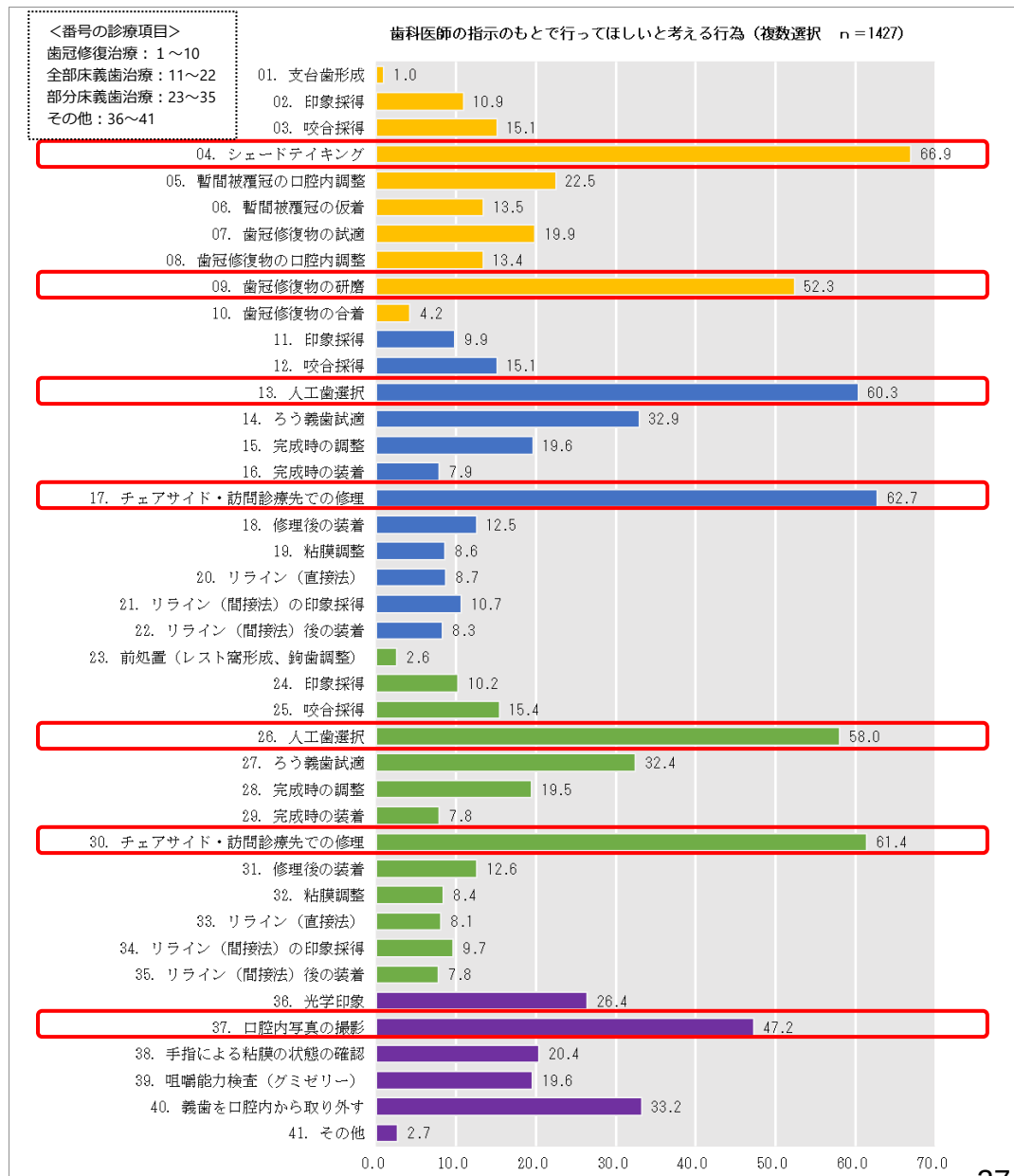
調査対象：日本歯科医師会の会員の中から無作為に抽出した1,036名
日本補綴歯科学会の専門医1,164名
日本老年歯科医学会の専門医および会員の中から無作為に抽出した1,000名の合計3,200名

調査方法：アンケート形式による往復郵送調査法

回収率：回収した質問票のうち有効回答数は、歯科医師1,427通であった。

有効回答率は、歯科医師44.6%であった。

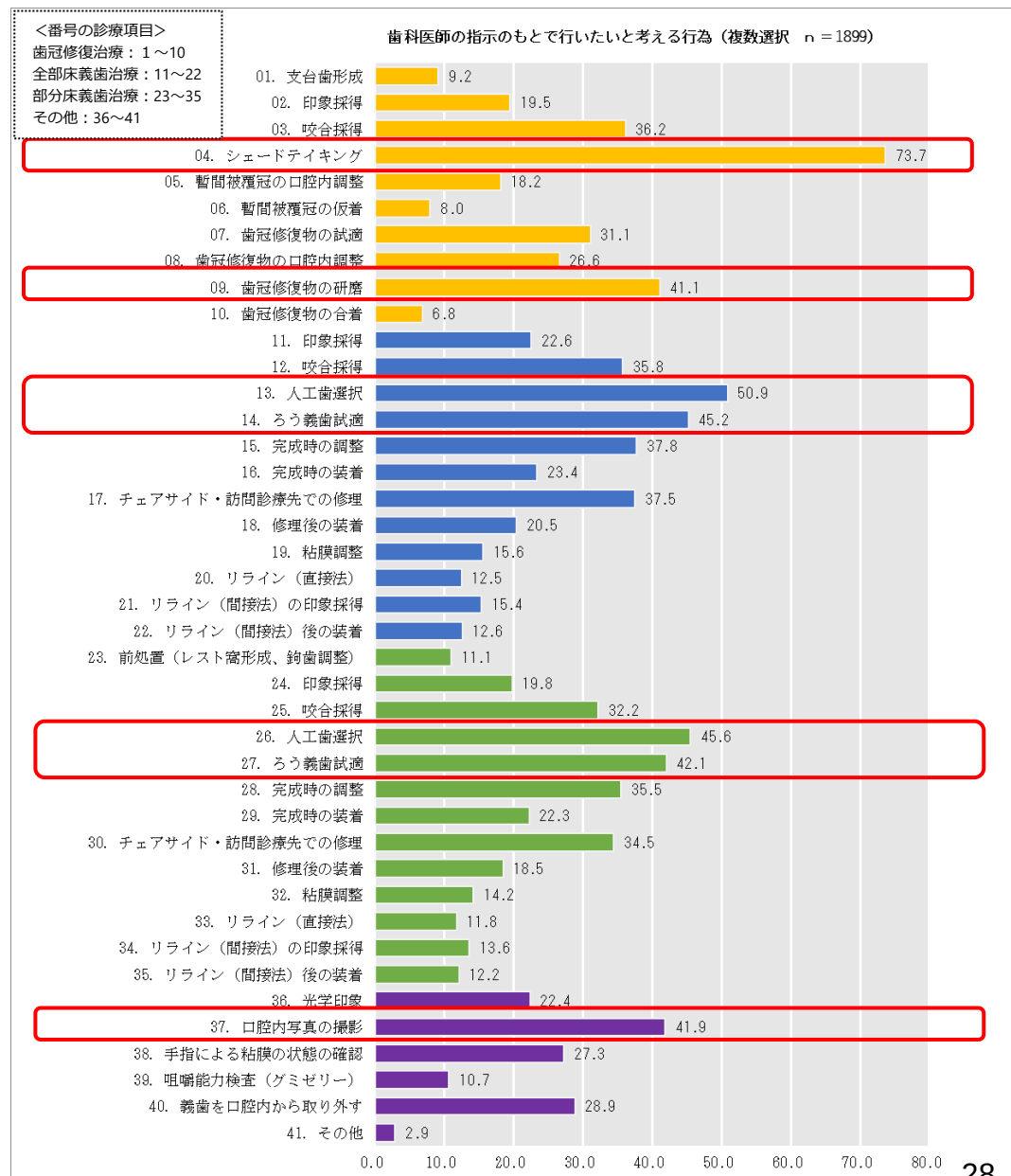
調査期間：令和2年9月



歯科技工士が歯科医師の指示のもとで行いたいと考える行為 【チェアサイド】

- 歯科技工士が歯科医師の指示のもとで行いたいと回答した者の割合が半数を超える又は半数近い行為が複数あった。
- 歯科技工士が歯科医師の指示のもとで行いたいと回答した者の割合が大きかった順に、
 - ・シェードティッキング
 - ・人工歯選択
 - ・ろう義歯試適
 - ・口腔内の写真撮影
 - ・歯冠修復物の研磨であった。

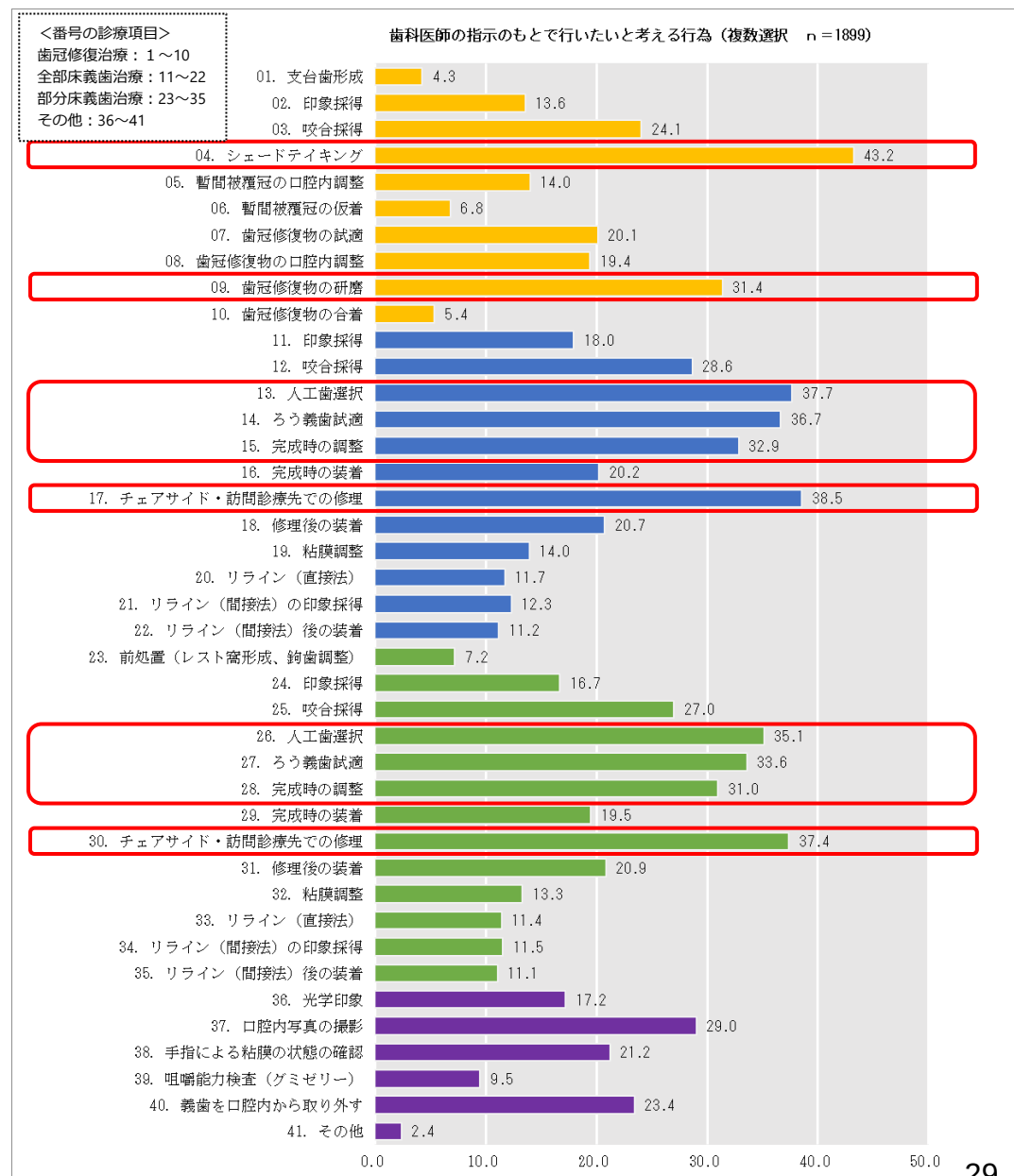
＜調査概要＞
調査対象：日本歯科技工士会の会員の中から無作為に抽出した 6,000 名と
日本歯科技工所協会の会員 78 名の合計 6,078 名
調査方法：アンケート形式による往復郵送調査法
回収率：回収した質問票のうち有効回答数は、歯科技工士 1,899 通であった。
有効回答率は、歯科技工士 31.2%であった。
調査期間：令和 2 年 9 月



歯科技工士が歯科医師の指示のもとで行いたいと考える行為 【訪問歯科診療先】

- 歯科技工士が歯科医師の指示のもとで行いたいと回答した者の割合が一定程度存在する行為が複数あった。
- 歯科技工士が歯科医師の指示のもとで行いたいと回答した者の割合が大きかった順に、
 - ・シェードテイキング
 - ・訪問診療先での修理
 - ・人工歯選択
 - ・ろう義歯試適
 - ・完成時の調整
 であった。

＜調査概要＞
 調査対象：日本歯科技工士会の会員の中から無作為に抽出した 6,000 名と
 日本歯科技工所協会の会員 78 名の合計 6,078 名
 調査方法：アンケート形式による往復郵送調査法
 回収率：回収した質問票のうち有効回答数は、歯科技工士 1,899 通であった。
 有効回答率は、歯科技工士 31.2%であった。
 調査期間：令和 2 年 9 月



【参考】歯科技工士が診療室のチェアサイド及び訪問先で実施することが望まれる業務

- 厚生労働科学研究において、歯科医師・歯科技工士を対象に歯科技工士が診療室のチェアサイド及び歯科訪問診療先で実施することが望まれる業務に関する調査を実施。
- 調査結果を踏まえ、研究班で暫定的に選定した17の行為からさらに検討を加え、医療安全上の問題を有する行為等を除いた11の行為が歯科技工士が診療室のチェアサイド等で実施する「候補となる行為」としてとりまとめられている。

暫定的に選定された17行為

- ①患者と接する行為
- ②患者の口腔内に歯科技工物を挿入、装着する行為
- ③歯科訪問診療の行為
- ④色調選択（歯冠修復治療）
- ⑤暫間被覆冠の口腔内調整（歯冠修復治療）
- ⑥歯冠修復物の試適（歯冠修復治療）
- ⑦歯冠修復物の研磨（歯冠修復治療）
- ⑧人工歯選択（全部床義歯治療）
- ⑨ろう義歯試適（全部床義歯治療）
- ⑩チェアサイドでの義歯の修理（全部床義歯治療）
- ⑪人工歯選択（部分床義歯治療）
- ⑫ろう義歯試適（部分床義歯治療）
- ⑬チェアサイドでの義歯の修理（部分床義歯治療）
- ⑭光学印象
- ⑮口腔内写真の撮影
- ⑯咀嚼能力検査（グミゼリー）
- ⑰義歯を口腔内から取り外す



歯科技工士が診療室等で行う行為の候補となる11行為

- ①患者と接する行為（総論）
- ②色調選択（歯冠修復治療）
- ③歯冠修復物の研磨（歯冠修復治療）
- ④人工歯選択（全部床義歯治療）
- ⑤チェアサイド・訪問診療先での義歯の修理（全部床義歯治療）
- ⑥人工歯選択（部分床義歯治療）
- ⑦チェアサイド・訪問診療先での義歯の修理（部分床義歯治療）
- ⑧口腔内スキャナを用いる光学印象（低侵襲治療）
- ⑨口腔内写真の撮影（低侵襲治療）
- ⑩咀嚼能力検査（グミゼリー）（低侵襲治療）
- ⑪義歯を口腔内から取り外す（低侵襲治療）

※出典：

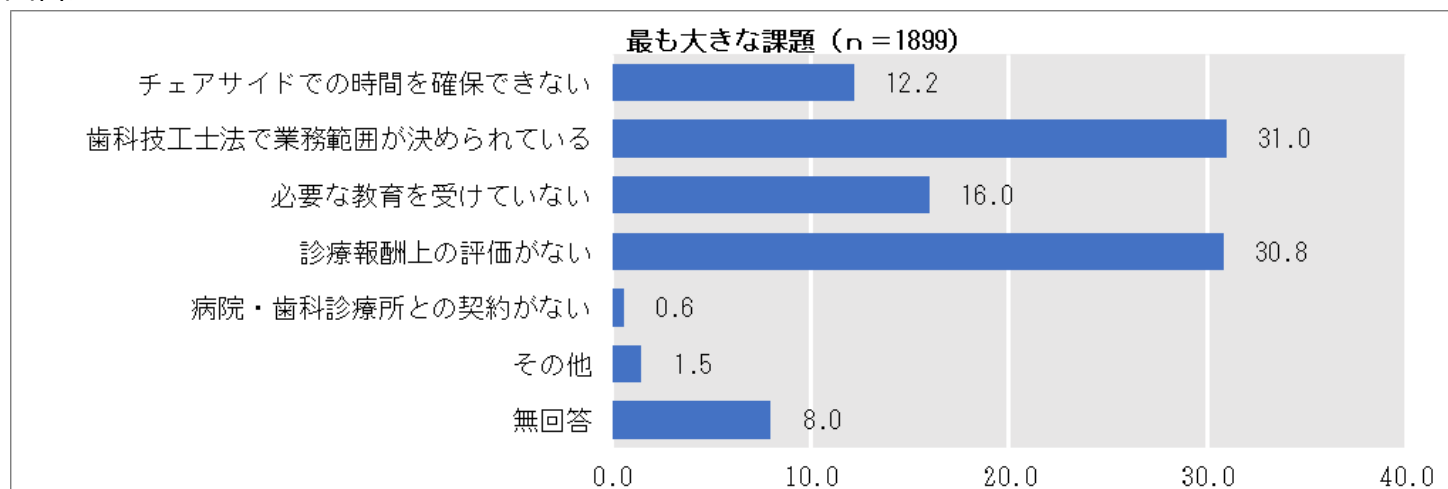
令和3、4年厚生労働行政推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）歯科技工業務に関する調査研究

令和5年度厚生労働行政推進調査事業費補助金地域医療基盤開発推進研究「歯科技工における多職種連携の有効性に関する研究」

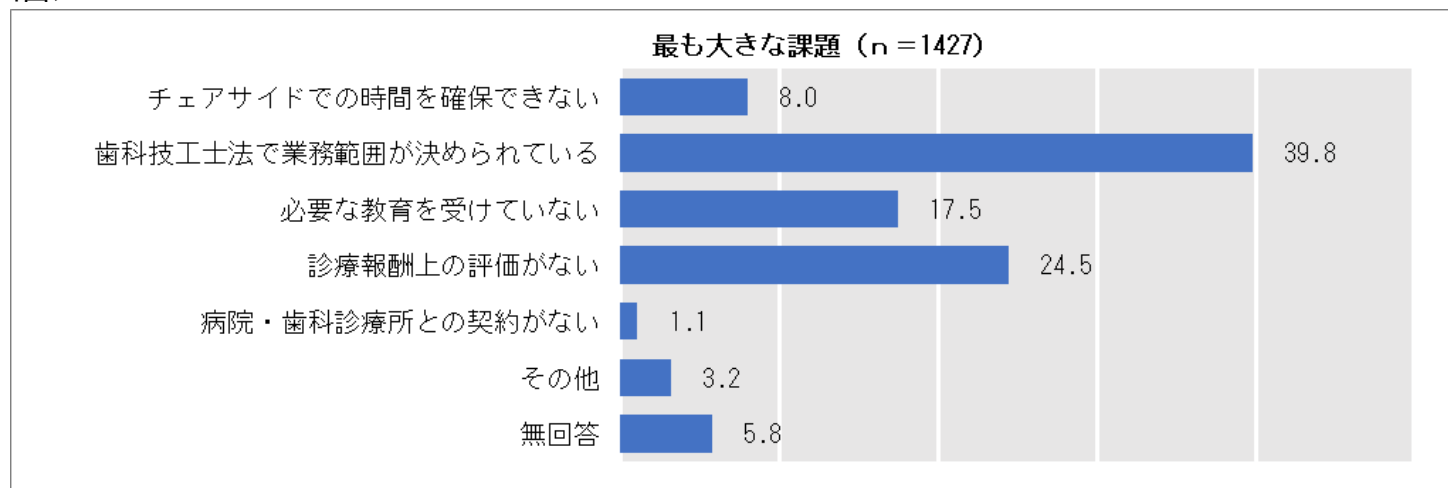
診療室のチェアサイドにおいて歯科技工士が立ち会うことに関する課題のうち、最も大きな課題と考えるもの

- 歯科技工士、歯科医師いずれからの回答においても、「歯科技工士法で業務範囲が決められている」「診療報酬上の評価がない」「必要な教育を受けていない」が多い。

<歯科技工士からの回答>



<歯科医師からの回答>



本日の論点② 歯科技工士の業務について

- 歯科技工士の高齢化や離職者の増加、養成所入学者数の減少などにより、歯科技工士数は減少している中、限られた人材で補てつ物等の製作を通じて歯科医療を提供することが求められる。
- これまでの厚生労働科学研究において、歯科技工業務や多職種連携について検討が行われてきており、歯科技工士と歯科医師の連携により、患者満足度が向上するといった調査結果がある。
- 診療に立ち会った経験のある歯科技工士は約8割で、内容としては歯冠修復時の「シェードテイキング」「補綴装置の装着」が多い。
- 「歯科技工士がチェアサイドで診療の一部に携わること」に関するアンケートの回答として、「賛成」と「どちらかという賛成」を合わせた意見は、歯科技工士で87.1%、歯科医師で92.2%と高い割合を示した。
- 歯科医師の指示のもとで歯科技工士に行って欲しいと考える行為について調査したところ、行為によっては9割近くが「行ってもらいたい」という回答であった。「行ってもらいたい」という割合が大きい行為は、「シェードテイキング」「人工歯選択」「歯冠修復物の研磨」「チェアサイドでの修理」「訪問診療先での修理」「口腔内写真の撮影」であった。
- 歯科医師の指示のもとで歯科技工士が行いたいと考える行為については、チェアサイドに関しては半数を超える割合で「行いたい」という回答の行為があった。訪問診療に関しては最大で4割程度「行いたい」という回答がある行為があった。「行いたい」という割合が大きい行為は、「シェードテイキング」「人工歯選択」「ろう義歯試適」「口腔内の写真撮影」「歯冠修復物の研磨」「訪問診療先での修理」「完成時の調整」であった。
- これまでの厚生労働科学研究において、歯科技工士が診療室のチェアサイドおよび歯科訪問診療先で実施することが望まれる業務について検討がなされ、11の「候補となる行為」が示されている。
- チェアサイドにおける歯科技工士の立ち会いに関する課題として、「歯科技工士法で業務範囲が決められている」「診療報酬上の評価がない」「必要な教育を受けていない」が多い。

論点

歯科医師の指示のもと、歯科技工に関連する歯科診療の行為の一部を歯科技工士が行うことについてどのように考えるか。

<参考> 他職種の業務に関する法律上の位置づけ

歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）（抄）

第十三条の二 歯科衛生士は、歯科診療の補助をなすに当つては、主治の歯科医師の指示があつた場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品を授与し、又は医薬品について指示をなし、その他歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。ただし、臨時応急の手当をすることは、さしつかえない。

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）（抄）

第三十七条 保健師、助産師、看護師又は准看護師は、主治の医師又は歯科医師の指示があつた場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品を授与し、医薬品について指示をしその他医師又は歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。ただし、臨時応急の手当をし、又は助産師がへその緒を切り、浣腸を施しその他助産師の業務に当然に付随する行為をする場合は、この限りでない。

第三十七条の二 特定行為を手順書により行う看護師は、指定研修機関において、当該特定行為の特定行為区分に係る特定行為研修を受けなければならない。

診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）（抄）

第二十四条の二 診療放射線技師は、第二条第二項に規定する業務のほか、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として、次に掲げる行為を行うことを業とすることができる。

- 一 磁気共鳴画像診断装置、超音波診断装置その他の画像による診断を行うための装置であつて政令で定めるものを用いた検査（医師又は歯科医師の指示の下に行うものに限る。）を行うこと。
- 二 第二条第二項に規定する業務又は前号に規定する検査に関連する行為として厚生労働省令で定めるもの（医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。）を行うこと。